

瑞浪市告示第 1 2 6 号

市道路線の区域決定に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、市道の路線を次のように区域決定する。

この関係図面は、告示の日から二週間瑞浪市役所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

瑞浪市長 水 野 光 二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 終	点 点	敷地 の 幅員 (m)	延長 (m)
1	1 7 0 2	中畑 7 号線	釜戸町字中畑 2 7 2 9 番 1 地先 釜戸町字中畑 2 7 6 0 番 3 地先		4.00 ～ 6.40	90.0
2	1 7 0 3	夫銭・中畑線	釜戸町字夫銭 2 8 5 0 番 2 地先 釜戸町字中畑 2 7 3 0 番 7 地先		6.00 ～ 16.00	310.0
3	1 7 0 4	駅北駐車場線	寺河戸町字沖中 1 1 6 9 番 1 6 地先 寺河戸町字蟹淵 1 1 9 7 番 1 地先		10.60 ～ 15.40	65.0